
 *  *
 *
 *
 * 文化財ニュース
 *

第15号

発行 加古川市教育委員会
 編集 加古川市文化財審議委員会
 加古川市加古川町北在家23の1
 TEL ② 1151

11月は “文化財保護強調月間”です

11月中は、祖先がのこしてくれた貴重な文化遺産を大切に保護し、いつまでも愛護していくことをねらいとして“文化財保護強調月間”に制定し、国や県、市においても各種の事業を計画して、文化財の愛護思想の普及徹底を図り、文化財保存に努めようとしています。市民のみなさんも文化財の大切なことをじゅうぶんご理解いただきて、文化財保護にご協力たまわりますようよろしくお願ひいたします。

ここで“文化財”とはどういうものを意味するのか簡単に申し上げます。

文化財とは“文化的財産”ということですが、具体的には一般に歴史上の遺跡とか、建造物とか、あるいは美術工芸品のように形のあるものその他に、伝統的な芸能や工芸技術のように、わざによって伝承されてきたもの、あるいはまた、衣食住のような日常的な慣習やその用具なども含まれます。もちろん文化財といわれるからには、それらが歴史上、芸術上、学術上等で何らかの文化的な価値のあるものでなければなりません。

文化財にはこのようにいろいろな種類のものがありますが、法津では文化財を次のように分類して定義しています。

1. 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料

2. 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

3. 民俗資料

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習

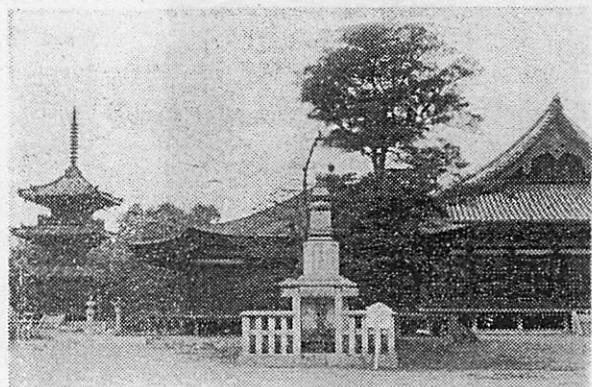
及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

4. 記念物

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）でわが国にとって学術上価値の高いもの

このように、文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗資料および記念物の四つに分けて、それらを保護の対象としていますが、これら文化財の中には、自然の名勝地や動物、植物、地質鉱物のようなものまで含まれている点に注意しなければなりません。これは、文化財というものは本来人間の創意によって作り出されたものですが、人間が文化的な生活を営むためには、自然もその大切な要素として、大事に保存しなければならないからです。

このほか、文化財保護法には、埋蔵文化財という別

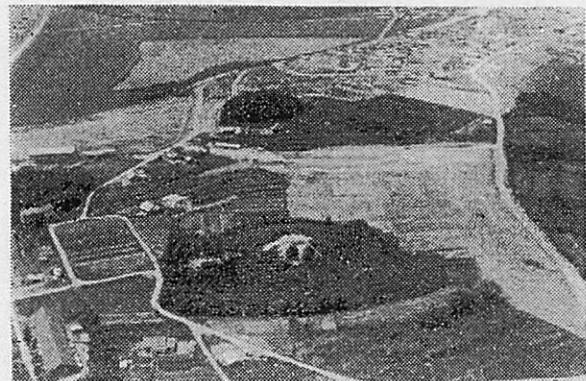


—播磨の法隆寺として知られる鶴林寺—

の分野の文化財についても規定されています。

これは、地下や水底などに埋蔵されている文化財のことと、発掘などによって地上に出されると、それぞれ有形文化財（考古資料）民俗資料（風俗慣習に用いられる物件）記念物（遺跡）などに分類されることになります。

以上のことわざりやすくまとめると、次のようになります。



一国史跡に指定された西条古墳群一

（手前が行者塚、左端が尼塚、中央上部が大塚）

古文書調査についてお願い

市教育委員会では、昭和47年度より市内の各家庭、寺院、神社等に保存されている文書（昔から伝えられている古い文書で、例えば土地や水利に関する文書、民俗行事に関する文書、寺や神社の行事に関する文書、古い手紙、許状、達状、下知状、遺言状その他の文書）について、専門の先生方に調査員を依頼して調



—古文書の一部—

査を実施しています。

前号でも、これまでの調査結果について、資料目録の一部を掲載してきましたが、こうした調査を引き続き実施するためには、これらの古文書をお持ちの方々にご協力を願いしなければなりません。

そのため、文化財ニュース発行の都度、ご協力をお願いしておりますが、本年度の調査員は明石北高校教諭の阿部敏彦先生を中心としたメンバーで調査を実施していただくことになっておりますので、古文書をお持ちのご家庭や寺院、神社等へお伺いした時には、調査にご協力たまわりますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、こうした古文書をお持ちのご家庭などで、調査にご協力いただけるむきには、下記までご連絡いただければまことにありがとうございますので、合わせてよろしくお願ひいたします。

調査員 加古川市平岡町二俣字池の内905-263

阿部俊彦先生 TEL 35-1401

事務局 加古川市教育委員会社会教育課文化係

TEL 24-1151 内線 579.514

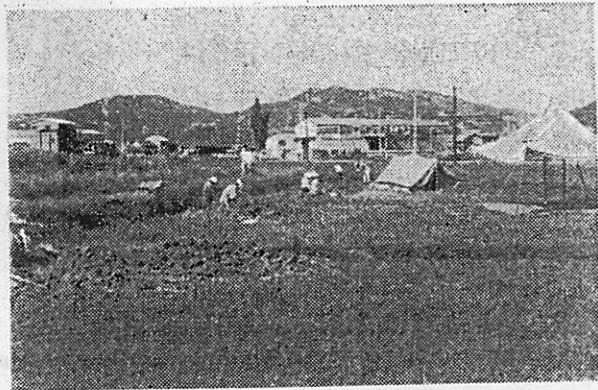
砂部遺跡の ツボ掘り調査終る

東神吉町には古くから人々が生活したところで、弥生時代の遺跡も各所に発見されており、これまでにも西井ノ口や天下原で発掘調査が行なわれ、西井ノ口では加古川バイパス地内で弥生時代前期（今から約2,200年位以前）の遺跡が発見され、天下原では弥生時代後期（今から約1,800年位以前）の建物跡の遺跡が発見されました。

このたび、東神吉町内で升田から砂部、西井ノ口を通りて米田町の方へ通じる工業用水道の送水管布設工事が、県の企業局によって計画され、その工事地内に砂部遺跡（昭和40年、田の地下げによって弥生時代前期以降の土器が多量に出土したところで、その附近に相当広範囲にわたって、弥生時代の遺跡がのこされていると推定されている遺跡）の一部がかかっていることがわかり、今年の7月から8月にかけて340mにわたる範囲のツボ掘り調査が行なわれました。

この調査の結果、加古川バイパスに近いところから弥生時代後期の土器を含む柱穴状や溝状の遺構、北の方で弥生時代前期の土器を含む落ち込み状の遺構、その他のところからも土器片が発見されました。

この調査の結果、遺構が発見された部分を中心に、本格的な発掘調査を実施する必要があることを確認し今年の12月から発掘調査が行なわれることになりました。



—砂部遺跡ツボ掘り調査中の風景—

国史跡の西条古墳群

市内には祖先の貴重な文化遺産として、多数の遺跡がのこされています。その中で古墳としては約120基が現存しています。その中でも日岡山の古墳群、神野町西条古墳群（2頁の写真参照）、八幡町上西条宮山古墳群、上莊町薬栗長慶寺山古墳群、平莊町池尻古墳群等は、古墳群として1ヶ所に集中して多数の古墳が造られています。このことは、この周辺に大きな勢力をもっていた豪族を中心に集落が形成されていたことを物語るもので

このように貴重な資料の多い加古川市にあって、国史跡の指定を受けた西条古墳群（人塚、尼塚、行者塚）は数十基の小古墳とともに古墳群を形成していましたが、団地造成により小古墳のすべてが失なわれました。この古墳群は、播磨における古墳時代の成立発展を考えるうえで、非常に貴重な遺跡なので、中核をなす前期三基の古墳が国史跡に指定されたものです。

このうちの人塚は、前方部を除き周囲の周溝ものこっている古墳時代中期の円墳で、径約50メートル、高さ約9メートル、周溝の巾約18メートルの大型古墳で前方部に造り出しをもっていましたが、現在は削られて消滅しています。この古墳は円墳としては県下で最大のものです。

尼塚も古墳時代中期の円墳で、径約40メートル、高さ約5メートル、周溝の巾約8メートルの大型古墳で造り出しをもっています。この古墳も円墳としては県下で4番目の大きさの規模をもち、行者塚より一段古い時代に造られたものと思われます。

行者塚は、前方部を除いて周溝のこる古墳時代中期の前方後円墳で、全長約90メートル、後円部径約64メートル、高さ約10メートル、前方部巾約47メートル、高さ約5.5メートル、周溝は広いところで30メートルあり、古墳時代中期の典型的な前方後円墳です。

なお、これら三基の古墳からは埴輪が発見されており、特に行者塚からは家型埴輪や盾型埴輪などの形象埴輪が発見されています。

民俗資料提供のおねがい

私たちの祖先が使用してきた日常の生活用具や生産用具などが、生活様式の急激な変化によって使用できなくなったり、不用になって見捨てられたりして、私たちの周囲から姿を消していくとしています。

これらの民具類は、私たちの祖先の生活の歴史を物語る貴重な民俗資料であり、学校教育や社会教育の学習教材でもあります。

現在、教育委員会では多数の方々のご協力とご寄贈により10月末現在で360点の資料収集ができましたが、まだまだ充分ではありません。

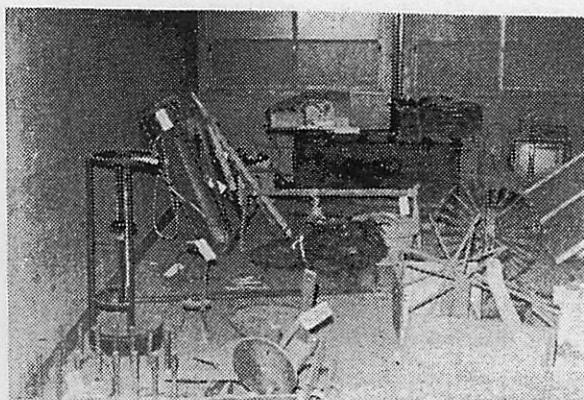
そこで皆さんのご家庭で不用になった日常の生活用具や生産用具（例えば、台所で使用された用具、灯火に関するもの、衣類に関するもの、農耕具類、山仕事や漁業に用いられた道具、その他遊戯や娯楽に使われた品物）などがございましたら、ご寄贈いただき

たく存じますので、趣旨をご理解いただきご協力をお願い申し上げます。

連絡先 社会教育課文化係

24-1151 内線 579-514

又は23-3845 23-3846



—寄贈された民俗資料の一部—

昭和49年度

文化財教室を開設します

市教育委員会では、例年11月の文化財保護強調月間より翌年3月まで、10回にわたって文化財教室を開設してきましたが、本年も次の要領によって文化財教室を開設いたします。

定員に限りがありますが、ご参加いただく方は至急に事務局までお申し込みくださいようご案内いたします。

開設のねらい 文化財は、われわれの祖先のすぐれた文化活動の所産であり、永い間たいせつに守られてきました。

この貴重な国民的遺産を正しく理解し、認識することが将来の文化発展の基礎となるものです。

「創造のあけぼの」—原始の魂、古代の声に耳を傾けることによって、文化財保護の理解を深めることをねらいとします。

主催 加古川市教育委員会
加古川市文化財審議委員会

参 加 者 一般市民、学生、生徒

受 講 料 一般 500円 学生生徒 250円

(テキスト代等)

学習場所 市立青年会館（加古川町栗津764）

定 員 60人

申込先 加古川市教育委員会社会教育課

文化係 TEL 24-1151 内線579-514

学習日程予定

月 日	学習内 容	講 師 名
49 11. 10	加古川流域の史跡 と水運	郷土史研究家 國 領 碩
11. 24	吉備文化と播磨	県文化財専門委員 鎌木 義 昌
12. 1	播磨の古墳文化	県文化課第2係長 是 川 長
12. 15	播磨の石器文化	姫路市教育委員会文化課 秋 枝 芳
50 1. 5	加古川の古代寺院 址	日本考古学協会員 今 里 幾 次
1. 19	弥生時代の播磨	県文化課 松 下 勝
2. 2	刀剣の歴史とみかた	刀剣登録審査員 藤 高 六 助
2. 16	県下文化財見学会	
3. 2	市内文化財踏査	
3. 16	中世の加古川地方 の文化	文化財審議委員 長 谷 川 慶 明

※時間はいづれも午後1時30分～3時30分です。